

2026

おへやみハンドブック

多摩市



委 任 状

代理人指定届出書

多摩市長 殿

代理人

氏名

住 所

委任する権限

- 住民票の請求及び取得に関する一切の権限 通数： 通
(世帯全員 / 世帯一部 / 続柄入り / 本籍入り)
 - 戸籍の請求及び取得に関する一切の権限
 - _____の身分証明書の請求及び取得に関する一切の権限
 - その他

(具体的かつ明確に記入してください)

委任者

氏名(必ず自署)

印

※自署捺印のない委任状は、無効ですのでご注意ください。

住 所

生年月日

電話番号

令和 年 月 日

(委任状の有効期限は3ヶ月です)

多摩市は令和8年4月からおくやみコーナーを設置します。

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。
亡くなられた方に関して個別にご遺族の方のお話をうかがい、手続きに必要な書類を用意し、
ご遺族にご記入いただいた書類を、担当の市職員が提出先の各課に届けます。
手続きなどお困りの方はお気軽にご相談ください。

対象：亡くなられた多摩市民のご遺族

ご利用までの流れ

STEP 1 「おくやみコーナー」の利用を希望される場合は、事前の予約が必要です。
書類手続きの来庁時間をご予約ください。

STEP 2 予約した来庁日までに必要書類等をご連絡しますので
ご準備ください。

- (1) 持ち物の確認
次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。
- (2) 委任状について
相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人についてご不明な点がございましたらお問い合わせください。
- (3) 各種手続きチェックリスト
該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 3 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、多摩市役所へお越しください。
来庁日の書類手続きでは、職員が説明しながら、申請書類等を作成いただきます。

また、必要に応じて市役所以外の相談機関をご案内します。

※ご予約から来庁日までに、手続きが必要な市役所内の各課で確認が必要なため数日間のお時間をいただきます。

手続きや必要書類はお客様ごとに異なります。職員があらかじめお調べするお時間をいただくことにより「手続きもれ」を防ぎます。

申込み方法：多摩市役所 1 階 おくやみコーナーに電話予約

(予約開始日は多摩市ホームページ、たま広報のお知らせをご覧ください)

042-338-6941

予約受付時間：8 時 30 分～17 時 00 分

予 約 時 間：①9 時 00 分～ ②10 時 30 分～ ③13 時 30 分～ ④15 時 00 分～
手続き時間は一組当たり 1 時間程度

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上で、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類(下記「本人確認書類について」参照)**
- 認印(※相続人代表及び葬祭を行った方)**
- 預貯金通帳、銀行届出印(※相続人代表及び葬祭を行った方、年金請求者)**

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの(年金手帳、年金証書など)**
- 資格確認書(国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書)**

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書

※亡くなられた方の各種認定証など(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など)

※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

 - ・葬祭を行ったこと及び葬祭を行った方が確認できるもの(葬祭の領収書、会葬礼状など)
- 介護保険被保険者証(65歳以上または介護認定を受けていた方)**
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(愛の手帳)**

本人確認書類について

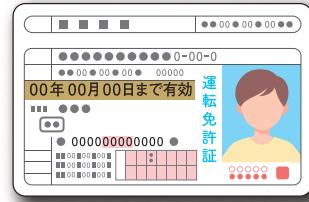
- 1点で本人確認できる書類(顔写真付きに限る)**

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）、
住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類**

資格確認書または介護保険の被保険者証、
医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ(葬儀の豆知識)

臨終・葬儀・法要(例)

○臨終

遺体を北枕に安置し、喪主、儀式の形式と日取り、葬儀社を決めて依頼し、寺院や知らせるべき人に連絡します。

○死亡届

死亡届は、親族や同居者、あるいは家主、土地管理人、後見人などが提出する義務があります。届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に、死亡地の役所または本籍地、届出人の所在地の市役所へ提出します。葬儀社が代行して役所へ提出する場合が多く、これは届出人が記入した届書を役所に持っていく役割を担います。

○通夜の準備

故人との別れを惜しみ、夜通し香と灯火を絶やさず遺体を守ったのが本来の通夜ですが、最近では数時間ほどで終わる形式が多くなりました。通夜が終了した後は、通夜ふるまいとして親族や親しい人に食事を振舞ったり、代わりに折り詰めなどを渡したりすることもあります。

○葬儀・告別式

通夜の翌日に、死者を弔うのが葬儀で、故人に別れを告げるのが告別式です。読経の後、遺族、親族が焼香し、参列者の焼香へと移ります。

○出棺

最後の対面の後、別れの花などをを行い、遺族の手で靈柩車へ。会葬者は合掌して見送ります。

※葬儀・告別式の前に行う場合もあります。

○火葬・骨上げ

火葬の前に全員が焼香。火葬終了後は、二人一組になって箸で遺骨をはさみ骨壺にいれる骨上げを行います。

※葬儀・告別式の前に行う場合もあります。

○遺骨回向

持ち帰った遺骨、位牌を祭壇に安置し、僧侶が読経中、遺族による焼香が行われます。このとき、本来7日目に行う初七日法要を、繰り上げてとりあつかう場合が多くなっています。

○精進落とし

法要後、お世話になった人に感謝と慰労の気持ちを込めて喪主が挨拶。遺族が酒と料理でもてなし、故人をしのびます。

○追善供養

初7日に始まり、三十五日、四十九日、百か日と、お経を上げて、お香で供養します。このとき納骨を行う場合もあります。

3ヶ月以内

届出・手続き

1 死亡届

2 住民票関係の手続き

3 【国保】【後期】 健康保険手続き ・葬祭費請求 ・高額療養費請求等

4 年金手続き

5 物品や機器の返還

税金の手続き

6 相続人代表者の手続き

7 税金・保険料等の手続き

8 各種証書や手帳の返還手続き

9 各手当の手続き

10 障害福祉に関する手続き

11 子どもに関する手続き

12 亡くなられた方の身のまわりの市役所手続き

13 ご遺族向けの相談窓口

14 お墓に関する手続き

15 市役所外の主な手続き

16 公共料金等の手続き

17 相続についての手続き

4ヶ月以内

○所得税の準確定申告

10ヶ月以内

○遺産分割協議 ○払戻・解約・名義変更など

○相続税の申告・納付 ○相続税の延納・物納の申請

1年以内

○遺留分侵害額請求

このおくやみハンドブックでは多摩市役所で行う届出・手続き、税金の手続きを中心に掲載しています。

葬儀は人生最後の儀式です。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは以上のようにになります（一般的な仏式の慣習を掲載したものとなります）。

死亡に伴う手続きチェックリスト（亡くなられた方について教えてください）

	確認事項（故人について）	チェック	該当ページ
1 死亡届	死亡届は提出しましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.8
2 住民票等	亡くなられた方の住民票（除票）を請求しますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.9
	マイナンバーカード（個人番号カード）を持っていましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.10
	印鑑登録をしていましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.10
3 [国保]【後期】保険	国民健康保険に加入していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.11 ～ P.13
	後期高齢者医療制度に加入していましたか（75歳以上または一定の障害がある65歳以上）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.13 ～ P.15
	上記以外の健康保険に加入していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.15
4 年金	国民年金に加入していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.16 ～ P.19
	年金受給中（国民年金・厚生年金）でしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.16
	国民年金以外の厚生年金・共済組合に加入していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.20
	農業者年金を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.20
5 物品や機器の返却	見守りキーholダーの貸与を受けていましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.21
	シルバーパスを持っていましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.21
	「緊急通報システム」の貸与を受けていましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.22
	認知症高齢者等位置情報サービスを利用していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.22
6 代相続者人	亡くなられた方の税金や保険料の未納の状況や、未請求の還付金があるかわかりますか	<input type="checkbox"/> わかる <input type="checkbox"/> わからない	P.23 ～ P.24
	亡くなられた方の税金や保険料について、相続財産として受領、支払いを行う相続人の代表者を届け出ましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.25 ～ P.26
7 税金・保険料等	税金や保険料等を口座振替で市に納めていましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.27
	市内に土地、家屋を2名以上で所有されていましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.27
	未登記の家屋を所有していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.28
	相続した土地・家屋について相続人に所有権移転登記を行いましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.28
	所有していた原動機付自転車（バイク）や小型特殊自動車がありますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.29 ～ P.30
	介護認定を受けていましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.31 ～ P.32

	確認事項（故人について）	チェック	該当ページ
8 各種証書や手帳の返還	心身障害者医療費助成（マル障）を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.33
	難病医療費助成（マル都）を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.33
	小児慢性特定疾病医療費助成を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.34
	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.34
	障害福祉サービスを利用していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.35
9 各手当	各種手帳（身体障害者手帳等の返還）をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.35
	有料道路料金の障害者割引（ETC）を受けていましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.36
	心身障害者福祉手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.37
	特定疾病者福祉手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.37
	障害児福祉手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.38
10 障害福祉	特別障害者手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.38
	経過措置福祉手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.39
	重度心身障害者手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.39
	特別児童扶養手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.40
	東京都心身障害者扶養共済制度年金に加入や受給をしていましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.41 ～ P.42
	東京都心身障害者扶養年金を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.43
	交通費助成（タクシー費・ガソリン費）を受けていましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.44
	介護人用民営バス乗車割引券をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.44
	NHK受信料の減免を受けている方（手帳所持者または契約者）でしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.44
	障害児通所支援を利用していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.45
	おむつの現物支給または現金助成を受けていましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.45
	都営交通の無料乗車券をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.46
	補装具（車椅子、姿勢保持装置、補聴器等）の支給決定を受け作製中でしたか、または作製前でしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.46
	日常生活用具（ストマ用装具・紙おむつ）の支給を受けていましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.47

死亡に伴う手続きチェックリスト (亡くなられた方について教えてください)

	確認事項 (故人について)	チェック	該当ページ
11 子ども	児童手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.48
	子ども医療費助成制度の保護者となっていましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.48
	児童扶養手当・児童育成手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.49
	ひとり親家庭等医療費助成医療証をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.49
	手当や医療費助成制度の対象児童が亡くなられましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.50
	お子様が保育園・幼稚園に入園（申請）していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.50
	お子様の保育園の入所を希望しますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.51
	お子様の学童クラブの入所を希望しますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.51
12 亡くなられた方の身のまわり	水路用地を占用していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.52
	上下水道を使用していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.53
	下水道使用料（料金）の障がい者減免を受けていましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.53
	し尿くみ取り式のトイレを使用していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.54
	家財整理を希望しますか（多摩清掃工場へのごみ搬入）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.54
	道路を占用していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.55
	犬を飼っていましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.55
	市営住宅に入居していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.56
	大気汚染医療費助成マル都医療券を持っていましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.56
	被爆者健康手帳をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.56
	被爆二世の方で健康診断受診票をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.57
	農業者年金を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.57
	農地を所有していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.58
13 ご遺族窓口における相談	専門相談（弁護士や税理士への無料相談）を希望しますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.59
	女性を取り巻く悩みなんでも相談を希望しますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.60
	女性のための法律相談を希望しますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.60
	居住支援相談を希望しますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.61
	犯罪被害者家族、犯罪被害者等相談を希望しますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	P.61
14 お墓	お墓に関する手続きの確認	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	P.62

1 死亡届の手続き

死亡届の提出

手続き 死亡届

手続き詳細	期 限
<p>まず、はじめにする手続きは死亡届を提出することです（出張所での届出はできません）。これは死亡に伴い必ず必要となり、届出に基づき火葬許可証を交付します。</p> <p>1 火葬場への事前予約 死亡届を出す前に火葬場への予約が必要です。</p> <p>2 届出地 故人の本籍地、または届出人の所在地あるいは故人の死亡地（病院等の所在地）に届け出することができます。</p> <p>3 届出時間 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）の開庁時間 ※ (1) 多摩市に提出する場合は、上記の時間以外は多摩市役所本庁舎地下1階の市役所庁舎管理室の夜間休日窓口で届書をお預かりし、庁舎管理員が火葬許可証を発行いたします。 ※ (2) 夜間休日窓口でお預かりした届書は翌開庁日に内容を確認させていただきます。届書及び火葬許可証に不備等があった場合は、ご連絡をいたします。訂正等のために平日の窓口に来ていただくこともありますのでご承知おきください。</p> <p>4 戸籍への記載 故人の本籍が多摩市の場合、受理日から7日前後時間を要します。また、届書の内容によって、それ以上の日数を要する場合があります。</p>	<p>死亡の事実を知った日を含めて7日以内 (国外で死亡があったときはその事実を知った日から3ヶ月以内)</p> <p>手続き可能な人 親族、同居人、家屋管理人、後見人等</p>
<p>□ 医師作成の死亡診断書もしくは、死体検案書付きの死亡届 ※ 1 各種手続き（銀行や生命保険など）で死亡届の写しの提出が必要となることがありますので、<u>届出前にコピーを取られることをお勧めします。</u> ※ 2 届出人によって記入された死亡届の持参、及び火葬許可証の火葬場への提出は、葬祭業者が代行することができます。</p>	<p>届出場所 届出地に多摩市が該当する場合市役所1階市民課（出張所での届出は不可）</p> <p>問い合わせ先 市民課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6898</p>

2 住民票関係の手続き

亡くなられた方の住民票（除票）を請求する場合

手続き 住民票（除票）の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の住民票（除票）を請求する場合には、手続きをされる方と亡くなられた方とのご関係によって手続き方法が異なります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<p>【手続きをする方が亡くなられた方と同一世帯の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きをする方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票（除票）の請求理由（請求書に記載必須）</p> <p>【手続きをする方が亡くなられた方と別世帯の相続人の場合】</p> <p>〈亡くなられた方に同一世帯の方がいる場合〉</p> <p><input type="checkbox"/> 同一世帯の方からの委任状※</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きをする方の本人確認書類</p> <p>※亡くなられた方の住民票（除票）のみの請求の場合は、同一世帯の方からの委任状の代わりに、亡くなられた方と手続きされる方との相続関係がわかる書類（戸籍謄本等）でも可</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票（除票）の請求理由（請求書に記載必須）</p> <p>〈亡くなられた方に同一世帯の方がいない場合〉</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方との相続関係がわかる書類（戸籍謄本または、相続の事実がわかる書類）</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きをする方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票（除票）の請求理由（請求書に記載必須）</p>	<p>相続人等 (相続人以外の方が手続きを行う場合には、お問い合わせください)</p> <p>問い合わせ先</p> <p>市民課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6823</p>

マイナンバーカード（個人番号カード）を持っていた

手続き マイナンバーカードの破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちだった場合、死亡日をもって廃止となります。 ※カードに記されたマイナンバーは、保険金などの請求で必要となる場合があります。念のため番号を控えておくことをお勧めします。	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ マイナンバーカード（個人番号カード）	市民課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6823 永山マイナンバーカードセンター [※] ☎ 042-400-6778

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の破棄

手続き詳細	期 限
印鑑登録は、死亡届により自動的に登録が抹消されます。印鑑登録証住民または市民カードは、ご遺族で破棄してください。	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の「印鑑登録証」または「市民カード」	市民課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6823

3 【国保】【後期】保険手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 【国保】資格確認書などの返納

手続き詳細	期 限
被保険者がお使いになっていた保険証または資格確認書は回収します。 ※ただし、市役所本庁または各出張所に返納が難しい場合は、しばらくご自宅で保管し必要なくなった際は、破棄してください。	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証 <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証 など	保険年金課（本庁舎1階）  042-338-6824

手続き② 【国保】葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険を脱退して国保に加入された場合 で加入後3ヶ月以内にお亡くなりになったとき、以前の健康保険などから埋葬料などの給付を受けることができる場合は支給できません。 ※二次元コードから電子申請ができます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人
	葬祭を行った方（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬儀代の領収書・会葬礼状など（亡くなられた方・葬祭を行つた方の氏名を確認できるもの） <input type="checkbox"/> 葬祭費の振込先のわかるもの <input type="checkbox"/> 窓口に来られる方の本人確認書類	保険年金課（本庁舎1階）  042-338-6824

手続き③ 【国保】高額な医療費がかかっていたときなど

手続き詳細	期 限
支給要件に該当しているときは世帯主（1人世帯のときは相続人代表者）から申請できる場合がありますので、詳しくは問い合わせ先にご確認ください。	2年以内 (給付の内容により起算日が異なります)
	手続き可能な人 世帯主 または相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
例：高額療養費の場合 <input type="checkbox"/> 支給申請書（該当する世帯主に医療機関を受診した概ね3ヶ月後に市から郵送） <input type="checkbox"/> 預貯金通帳など（世帯主または相続人代表者） <input type="checkbox"/> 医療機関へ支払をした領収書 <input type="checkbox"/> マイナンバーのわかるもの <input type="checkbox"/> 申請者（世帯主または相続人代表者）の本人確認書類	保険年金課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6824

国民健康保険に加入していて世帯主が変わる場合

手続き 新しい資格確認書の交付

手続き詳細	期 限
問い合わせ先にご確認ください。	世帯主に変更があったときから14日以内
	手続き可能な人 本人、新しい世帯主、または同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 変更前の資格確認書 <input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 別世帯の方が来庁されるときは委任状	保険年金課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6824

3 【国保】【後期】保険手続き

勤務先の健康保険の扶養から外れて国民健康保険に加入する (74歳以下の方)

手続き ご遺族の国民健康保険の加入

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がお勤めしていた勤務先で健康保険に加入しており、その扶養に入っていたご遺族は勤務先の健康保険の扶養から外れることになります。	資格喪失日より14日以内
新たに国民健康保険の加入を行う際は多摩市保険年金課で手続きが必要となりますので問い合わせ先にご連絡ください。	手続き可能な人
必要なもの	加入予定の方、世帯主、または同一世帯の方
<input type="checkbox"/> 加入していた健康保険の「資格喪失証明書」 <input type="checkbox"/> マイナンバー（マイナンバーカード） <input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> ご家族でも別世帯の方は新たに世帯主になる方からの委任状	問い合わせ先 保険年金課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6824

後期高齢者医療制度に加入していた (75歳以上または一定の障害がある 65歳以上)

手続き① 【後期】資格確認書などの返納

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書などを回収しています。	なし
しばらくご自宅で保管し必要ななくなった際は、破棄してください。	手続き可能な人
必要なもの	どなたでも可
<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受証 など	問い合わせ先 保険年金課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6824

手続き② 【後期】葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
<p>被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。</p> <p>※二次元コードから電子申請ができます。</p>	<p>葬祭を行った日の翌日から2年間</p>
	手続き可能な人
	葬祭を行った方(喪主)
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 葬祭代の領収書・会葬礼状など(亡くなられた方の葬祭を行ったこと及び葬祭を行った方の氏名を確認できるもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 振込先のわかるもの(預金通帳など)</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類</p>	<p>保険年金課(本庁舎1階) ☎ 042-338-6807</p>

手続き③ 【後期】高額療養費の支給申請

手続き詳細	期 限
<p>被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合には相続人代表者に支給されます。</p> <p>※二次元コードから電子申請ができます。</p>	<p>支給決定日の翌日から2年間</p>
	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 振込先のわかるもの(預金通帳など)</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表者の本人確認書類</p>	<p>保険年金課(本庁舎1階) ☎ 042-338-6807</p>

3 【国保】【後期】保険手続き

後期高齢者医療制度に加入していた (75歳以上または一定の障害がある65歳以上)

手続き④ 【後期】後期高齢者医療保険料の納付または還付

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、保険料を月割りで再計算します。その結果、保険料の支払いが必要な場合は、納付書をお送りしますので、期限までにお支払いください。保険料が還付となる場合は、還付手続きに関する通知をお送りします。	速やかに（2年以内）
必要なもの	手続き可能な人 相続人代表者等
【納付が必要な場合】 <input type="checkbox"/> 保険料の納入通知書（納付書） 【還付となる場合】 <input type="checkbox"/> 保険料の還付金請求書兼口座振込依頼書 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の印鑑（認印）	問い合わせ先 保険年金課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6807

健康保険に関する整理 memo

国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入していた場合

手続き詳細

同様の手続きがあります。
手続き方法は加入していた健康保険の担当者にお問い合わせください。

4 年金手続き

年金受給中の場合（国民年金・厚生年金）

手続き 必要な手続きや受け取れる年金の確認

手続き詳細	期 限
<p>▼未支給年金の請求</p> <p>亡くなられた時にまだ受け取っていない年金、亡くなられた日より後に振込まれた年金のうち、亡くなられた月分までの年金について、生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。二次元コードから、日本年金機構のホームページをご確認ください。</p>	<p>5年以内</p>
<p>必要なもの</p> <p>お電話でお問い合わせの場合は亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをご準備の上、右記問い合わせ先にご確認ください。</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>詳しくは問い合わせ先にご連絡ください。</p> <p>問い合わせ先</p> <p>【お近くの年金事務所の問い合わせ先】 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165</p> <p>【共済組合から年金を受け取っていた場合の問い合わせ先】 所属の共済組合または年金事務所</p> <p>【多摩市役所の問い合わせ先】 保険年金課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6844</p>



4 年金手続き

国民年金加入者の場合（遺族基礎年金の請求）

手続き

- ①国民年金の資格喪失
- ②受け取れる年金の有無の確認

手続き詳細	期 限
<p>①国民年金の資格喪失については、マイナンバーが付番されている方は原則手続き不要です。</p> <p>②保険料の納付期間やご遺族の状況によって、受け取れる年金の有無が異なります。</p> <p>▼遺族基礎年金の請求</p> <p>国民年金加入中の被保険者であった方で、保険料納付済期間や保険料免除期間などを合算した期間が25年以上ある方が亡くなられたとき、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に、子が18歳に達した年度末まで（1級・2級の障害のある子の場合は20歳になるまで）支給されます。詳しくは二次元コードから日本年金機構ホームページをご確認ください。</p>	<p>5年以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>「亡くなられた方に生計を維持されていた子のある配偶者」、または「亡くなられた方に生計を維持されていた子」</p>
必要なもの	<p>問い合わせ先</p> <p>お電話での問い合わせの場合は、亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをご準備の上、問い合わせ先にご連絡ください。</p> <p></p>
	<p>お近くの年金事務所 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165</p> <p>保険年金課 (多摩市役所本庁舎1階) ☎ 042-338-6844</p>

国民年金加入者の場合（寡婦年金の請求）

手続き

- ①国民年金の資格喪失
- ②受け取れる年金の有無の確認

手続き詳細	期 限
<p>①国民年金の資格喪失については、マイナンバーが付番されている方は原則手続き不要です。</p> <p>②保険料の納付期間やご遺族の状況によって、受け取れる年金の有無が異なります。</p> <p>▼寡婦年金の請求</p> <p>第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなられたときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間、支給されます。詳しくは以下の二次元コードから日本年金機構ホームページをご確認ください。</p> 	<p>5年以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>亡くなられた方に生計を維持されていた妻</p>
お電話での問い合わせの場合は、亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをご準備の上、問い合わせ先にご連絡ください。	<p>お近くの年金事務所 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165</p> <p>保険年金課 (多摩市役所本庁舎1階) ☎ 042-338-6844</p>

4 年金手続き

亡くなられた配偶者の扶養から外れて国民年金に加入する方 (20歳以上 60歳未満の方)

亡くなられた方や遺族の状況によって、年金や一時金等を請求できる可能性があります。また、お手続きの内容によって必要なものが異なり、年金事務所への確認が必要になります。なお、内容によって、市役所ではなく年金事務所でのお手続きをご案内する場合があります。

手続き 国民年金の加入

手続き詳細	期 限
<p>厚生年金加入中の配偶者の扶養から外れたときは、国民年金の加入手続きが必要です。</p> <p>※国民年金保険料の納付が難しい場合は、免除・納付猶予制度があります。希望される方はご相談ください（出張所では対応不可）。</p>	<p>資格喪失日より14日以内</p> 
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 加入していた健康保険の「資格喪失証明書」</p> <p><input type="checkbox"/> 年金番号またはマイナンバーがわかるもの</p> <p>※ 国民健康保険の加入と同時に手続きする場合は、証明書1通で兼用可能</p>	<p>保険年金課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6844</p>

厚生年金・共済組合に加入していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
<p>資格喪失手続きに関することは、各勤務先にお問い合わせください。</p> <p>▼遺族厚生年金の請求</p> <p>厚生年金加入中の被保険者が亡くなられたときは、その方に生計維持されていた遺族に遺族年金が支給される場合があります。</p> <p>詳しくは以下の二次元コードから日本年金機構ホームページをご確認ください。</p>	速やかに
手続き可能な人	
	遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>お電話での問い合わせの場合は、亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをご準備の上、問い合わせ先にご連絡ください。</p>	<p>お近くの年金事務所 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165</p> <p>保険年金課 (多摩市役所本庁舎1階) ☎ 042-338-6844</p>



農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
<p>受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は 10 日以内に住所地の JA を経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。</p>	10日以内
手続き可能な人	
	遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金死亡関係届出書 <input type="checkbox"/> 受給者の年金証書 <input type="checkbox"/> 受給者の死亡日などが確認できるもの（住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにできる証明書）	<p>JA 東京みなみ多摩支店 (多摩市関戸6-11-1) ☎ 042-375-8211</p>

5 物品や機器の返還

見守りキーholderの貸与を受けていた

手続き

- ①見守りキーholder返還届の提出
- ②見守りキーholderの返却手続き

手続き詳細	期 限
地域包括支援センターに申し込みをして「見守りキーholder」の貸与を受けていた方が対象です。 返還届とともに見守りキーholderを変換してください。	なし
	手続き可能な人
	親族、 ケアマネジャー
必要なもの	問い合わせ先
□ 貸与されていた見守りキーholder	高齢支援課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6846

東京都シルバーパスを持っていた

手続き

- シルバーパスの返還

手続き詳細	期 限
● 1,000 円券の場合、返金がありませんので高齢支援課に届けてい ただくか、東京都のシルバーパス常設窓口にお返しください。 (令和 8 年 4 月からはおくやみコーナーにお返しください。)	なし
● 12,000 円券は、負担金の一部について返還金が発生する場合が あります。 詳しくは東京バス協会（☎ 03-5308-6950）へお問い合わせの 上、返還してください。 (常設窓口) ・京王電鉄バス桜ヶ丘案内所（関戸 1-10-10 聖蹟桜ヶ丘駅西口） ☎ 042-375-1515 ・京王バス多摩営業所（南野 1-1-1） ☎ 042-357-0031	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	東京バス協会 ☎ 03-5308-6950

緊急通報システムを利用していた

手続き

- ①緊急通報システム利用辞退届の提出
- ②機器取り外し作業の立会手続き

手続き詳細	期 限
<p>地域包括支援センターに申し込みをして、「緊急通報システム」の貸与を受けていた方が対象です。</p> <p>地域包括支援センターに利用辞退届を提出するか、高齢支援課に電話で連絡してください。</p> <p>その後、高齢支援課が委託した事業者から機器の取り外しについて連絡があります。日時の調整をして取り外しの立ち合いをしてください。</p>	<p>速やかに</p> <p>手続き可能な人</p> <p>親族、 ケアマネジャー</p>
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢支援課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6846

認知症高齢者等位置情報サービスを利用していた

手続き

- ①認知症高齢者等位置情報サービス利用辞退届の提出
- ②位置情報サービス機器の返還手続き

手続き詳細	期 限
<p>地域包括支援センターに申し込みをして「位置情報サービス機器」の貸与を受けていた方が対象です。</p> <p>地域包括支援センターに利用辞退届を提出するか、高齢支援課に電話で連絡してください。</p> <p>その後、高齢支援課が委託した事業者から連絡があります。位置情報サービス機器を返還してください。</p>	<p>速やかに</p> <p>手続き可能な人</p> <p>親族、 ケアマネジャー</p>
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢支援課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6846

6 相続人代表者の手続き

市に納める税金・保険料などに未納や還付金がある場合

手続き 納付相談（相続人代表者指定届出書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税・保険料などに未納がある場合は、相続人に納付していただく必要があります。また、未請求の還付金がある場合は、相続人から市へ請求していただく必要があります。相続人代表者に係る届出を行った上で、税金や保険料の種類に応じて各所管部署へご相談ください。	速やかに
手続き可能な人	相続人代表者
亡くなられた方に関係した以下の業務について、相続財産として受領、支払いを行う相続人の代表者を届け出る	
<ol style="list-style-type: none"> 市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税等が課税されていた場合 保険税の徴収並びに還付金及び給付に関する書類の受取りをする場合 後期高齢医療保険制度を利用していた場合 介護保険料の還付及び納付並びに高額介護（予防）サービス費などの請求及び受領に関する書類の受取りをする場合 	
確認書類	
<ul style="list-style-type: none"> ●来庁者が法定相続人の場合 □相続人代表者となる方の本人確認書類 □相続人であることを証明する書類（写し可） □その他（戸籍、法定相続情報一覧図、遺産分割協議書、遺言書など。ただし同一世帯の配偶者や子など、市側で関係が確認できる場合は省略可） 	
※来庁者が法定相続人の代理人である場合、委任状を確認して対応	
<ul style="list-style-type: none"> ●法定相続人以外の方が包括遺贈などで相続される場合 □遺言書の写しなど 	
必要なもの	
<ul style="list-style-type: none"> □相続人代表者指定届出書 	

相続人代表者に係る所管課連絡先

● 〈担当所管〉【本庁舎2階A棟】

課税課

〈軽自動車税について〉

諸税係

〈市民税・都民税について〉

市民税係

〈固定資産税・都市計画税について〉

土地係

家屋償却資産係

☎042-338-6832

☎042-338-6821

☎042-338-6834

☎042-338-6838

● 〈担当所管〉【本庁舎2階A棟】

〈市税の納税、納税証明書、口座振替、還付〉

納税課 収納係

☎042-338-6852

保険年金課 保険税係

☎042-338-6934

● 〈担当所管〉【本庁舎2階B棟】

〈市税の納税相談、滞納処分〉

納税課 滞納整理係

☎042-338-6822

保険年金課 保険税係

☎042-338-3313

● 〈担当所管〉【本庁舎1階A棟】

保険年金課 国保担当 保険税賦課

☎042-338-6840

国保担当 国保給付

☎042-338-6824

後期高齢者医療担当

☎042-338-6807

● 〈担当所管〉【本庁舎1階B棟】

介護保険課 介護保険担当

☎042-338-6901

認定給付担当

☎042-338-6907

家系図 (3親等内の親族)

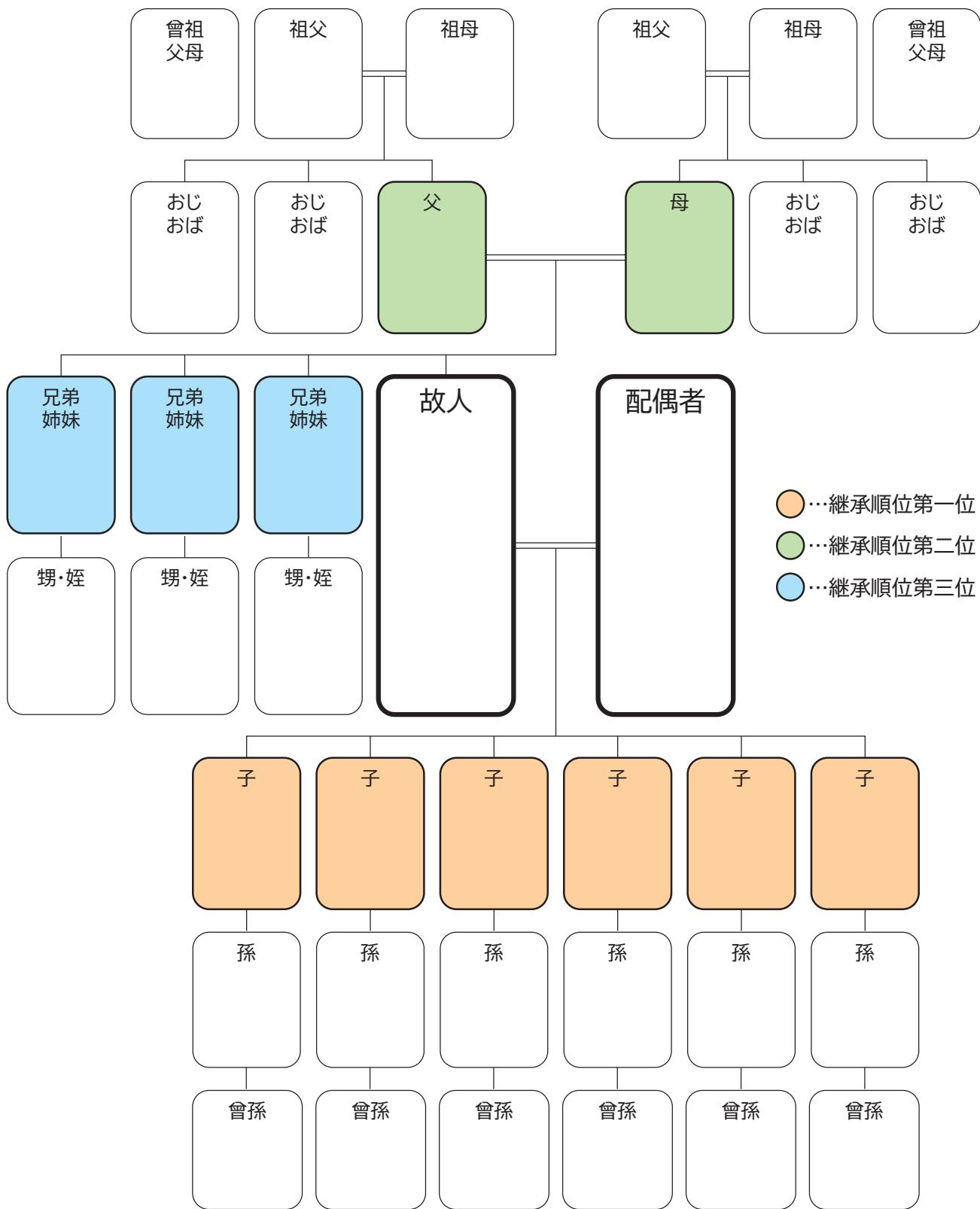
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主要な手続き

公共料金等

相続について



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

6 相続人代表者の手続き

亡くなられた方の税金について、相続財産として受領、支払いを行う相続人の代表者を届け出る場合

手続き 税金の相続（相続人代表者指定届出書の提出）

手続き詳細	期 限														
<p>このページでは、税金に関する相続手続きを補足説明いたします。</p> <p>亡くなられた方に市民税・都民税や固定資産税・都市計画税が課税されていた場合、各税金の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付します。</p> <p>相続人のうち代表者になられる方などの必要事項を「相続人代表者指定届」に記入し、ご提出ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。課税課までご連絡ください。 	<p>相続が発生したら 速やかに</p> <p>手続き可能な人</p> <p>法定相続人の範囲や順位に従い、相続人代表者となることができる方 【法定相続人と順位】 〈常に相続人〉配偶者 〈第1順位〉子 〈第2順位〉親（子がいない場合） 〈第3順位〉兄弟姉妹（子、親がいない場合） ※原則として高順位の者から相続人となる。（ただし、孫・祖父母・甥姪などの代襲相続人・その他承継人が相続人となる場合あり）</p>														
必要なもの	<p>□ 相続人代表者となる方の本人確認書類</p> <p>□ 相続人であることを証明する書類（写し可） (戸籍※下表参照、法定相続情報一覧図、遺産分割協議書、遺言書など)</p> <p>【法定相続人以外の方が包括遺贈などで相続される場合】</p> <p>□ 遺言書の写しなど</p>														
相続人であることを証明する書類（戸籍の場合）※写し可	<p>問い合わせ先</p> <p>【市民税・都民税について】 課税課市民税係（本庁舎2階） ☎ 042-338-6821</p> <p>【固定資産税・都市計画税について】 課税課土地係（本庁舎2階） ☎ 042-338-6834</p> <p>課税課家屋償却資産係（本庁舎2階） ☎ 042-338-6838</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>被相続人との続柄</th> <th>被相続人の居所</th> <th>世帯</th> <th>必要書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者・子</td> <td rowspan="2">多摩市内</td> <td>同一世帯</td> <td>被相続人との続柄がわかる資料は不要</td> </tr> <tr> <td>別世帯</td> <td>被相続人と相続人の続柄がわかる戸籍謄本など</td> </tr> <tr> <td>親・兄弟姉妹・甥・姪</td> <td>被相続人の戸籍謄本など（被相続人の出生から死亡までがわかるもの） ※兄弟姉妹の場合、子・親がいないことがわかるものも必要 ※甥・姪の場合、兄弟姉妹がいないことがわかるものも必要</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被相続人との続柄	被相続人の居所	世帯	必要書類	配偶者・子	多摩市内	同一世帯	被相続人との続柄がわかる資料は不要	別世帯	被相続人と相続人の続柄がわかる戸籍謄本など	親・兄弟姉妹・甥・姪	被相続人の戸籍謄本など（被相続人の出生から死亡までがわかるもの） ※兄弟姉妹の場合、子・親がいないことがわかるものも必要 ※甥・姪の場合、兄弟姉妹がいないことがわかるものも必要			
被相続人との続柄	被相続人の居所	世帯	必要書類												
配偶者・子	多摩市内	同一世帯	被相続人との続柄がわかる資料は不要												
		別世帯	被相続人と相続人の続柄がわかる戸籍謄本など												
親・兄弟姉妹・甥・姪	被相続人の戸籍謄本など（被相続人の出生から死亡までがわかるもの） ※兄弟姉妹の場合、子・親がいないことがわかるものも必要 ※甥・姪の場合、兄弟姉妹がいないことがわかるものも必要														

7 税金・保険料等の手続き

税金や保険料等を口座振替で市に納めていた

手続き 口座振替廃止・変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が税や料などの口座振替を利用されていた場合、市役所の各所管部署へ窓口または電話にて申し出てください。今後の口座振替の取り扱いや必要な手続きをご案内します。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	多摩市役所の各所管部署

市内に土地、家屋を 2 名以上で所有されていた

手続き 共有代表者変更届の提出

手続き詳細	期 限
市内に土地、家屋を 2 名以上で所有されている場合、固定資産税・都市計画税の納税通知書などは代表者の方へ送付しています。	相続が発生したら速やかに
代表者が亡くなられた場合には、「共有代表者変更届」をご提出ください。	手続き可能な人
また、共有代表者になることができるのは共有構成員の方のみです。	共有構成員の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 共有代表者変更届	課税課土地係(本庁舎2階) ☎ 042-338-6834 課税課家屋償却資産係(本庁舎2階) ☎ 042-338-6838

未登記の家屋を所有していた

手続き 未登記家屋所有者変更届

手続き詳細	期 限
相続する家屋が未登記の場合は、「未登記家屋所有者変更届」に必要書類を添えて課税課まで提出してください。	相続が確定したら速やかに
手続き可能な人	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書など <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 実印の押印	課税課家屋償却資産係 (本庁舎2階) ☎ 042-338-6838

相続した土地、家屋について相続人に所有権移転登記を行う場合

手続き 法務局での相続登記手続き（土地・家屋）

手続き詳細	期 限
相続した土地・家屋について、相続人の方への所有権移転登記をお願いいたします。 令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。 正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性がありますのでご注意ください。 詳しくは東京法務局ホームページをご覧ください。 https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/page000275.html	相続が確定したら速やかに
手続き可能な人	相続人
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	東京法務局府中支局 (府中市新町2-44) ☎ 042-335-4753

7 税金・保険料等の手続き

原付バイク（50cc～125cc）・ミニカー・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を使用しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 相続人からの委任状（相続人以外の方が手続きする場合のみ）	相続人 ※相続人以外の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
問い合わせ先	課税課諸税係（本庁舎2階） ☎ 042-338-6832

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を使用する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
【相続人の方が多摩市にお住まいの場合】 <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 相続人からの委任状（相続人以外の方が手続きする場合のみ）	相続人 ※相続人以外の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
問い合わせ先	課税課諸税係（本庁舎 2 階） ☎ 042-338-6832

125cc 超のバイクを所有していた

手続き 廃車・相続人への名義変更など

手続き詳細	期 限
詳しくは東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所にご相談ください。	速やかに
	手続き可能な人
	お問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	多摩自動車 検査登録事務所 ☎ 050-5540-2033

軽自動車（三輪・四輪）を所有していた

手続き 廃車・相続人への名義変更など

手続き詳細	期 限
詳しくは軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所にご相談ください。	速やかに
	手続き可能な人
	お問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 ☎ 050-3816-3104

7 税金・保険料等の手続き

介護認定を受けていた

手続き① 介護保険被保険者証等の返納または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返納または破棄してください。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	介護保険課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6901

手続き② 介護保険料の納付または還付

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、介護保険料を月割りで再計算します。 その結果、介護保険料の支払いが必要な場合は、納付書をお送りしますので、期限までにお支払いください。介護保険料が還付となる場合は、還付手続きに関する通知をお送りします。	2年以内（速やかに）
	手続き可能な人
	相続人代表者等
必要なもの	問い合わせ先
【納付が必要な場合】 <input type="checkbox"/> 介護保険料の納入通知書（納付書）	介護保険課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6901
【還付となる場合】 <input type="checkbox"/> 介護保険料の還付金請求書兼口座振替依頼書 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の印鑑（認印）	

手続き③ 高額介護（予防）サービス費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額介護（予防）サービス費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合には相続人代表者に支給されます。	サービス利用月の翌月から2年間
手続き可能な人	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 振込先のわかるもの（預金通帳など） <input type="checkbox"/> 相続人代表者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の印鑑（認印）	介護保険課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6907

手続き④ 高額介護（予防）サービス費の口座変更

手続き詳細	期 限
被保険者が高額介護（予防）サービス費の支給をうけていた方が亡くなられた際、支給口座の変更を行うので、口座変更届の提出が必要です。	サービス利用月の翌月から2年間
手続き可能な人	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 振込先のわかるもの（預金通帳など） <input type="checkbox"/> 相続人代表者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の印鑑（認印）	介護保険課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6907

8 各種証書や手帳の返還手続き

心身障害者医療費助成（マル障）を受給していた

手続き

未払い分がある場合は相続人届出書・口座振込変更依頼書の提出（受給者証の返納）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマル障を受給していた場合、亡くなられた日がままでが有効期間となります。未払い分の医療費があれば請求の手続きが可能です。	速やかに ※受給者証の返納は医療費の支払いが終わってからで構いません。
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマル障受給者証 <input type="checkbox"/> 未払い分の医療費の領収書 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	親族や相続人
必要なもの	問い合わせ先
	障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903

難病医療費助成（マル都）を受給していた

手続き

受給者証の返納

手続き詳細	期 限
医療機関との医療費の清算が済んだ後に、受給者証を返納ください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマル都受給者証	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903

小児慢性特定疾患医療費助成を受給していた

手続き 受給者証の返納

手続き詳細	期 限
医療機関との医療費の清算が済んだ後に、受給者証を返納ください。	なし
手続き可能な人	
どなたでも可	
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の受給者証	障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903

自立支援医療受給者証をお持ちだった場合

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	なし
手続き可能な人	
どなたでも可	
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院・育成医療)	障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903

8 各種証書や手帳の返還手続き

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスの受給者だった場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返納が必要となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（愛の手帳）をお持ちだった場合

手続き 各種手帳の返還（身体障害者手帳等の返還）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳（愛の手帳）をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳（茶ケース） ※ 身体障害者手帳のみ本人のマイナンバーがわかるもの	障害福祉課（本庁舎1階） （身体障害者手帳・療育手帳（愛の手帳））障害福祉課相談支援担当 ☎ 042-338-6847
<input type="checkbox"/> 療育手帳（愛の手帳）（オレンジケース）	
<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳（緑ケース）	（精神障害者保健福祉手帳） ☎ 042-338-6903

有料道路料金の障害者割引（ETC）を受けていた場合

手続き 登録削除届の提出

手続き詳細	期 限
ETC 割引登録係に送付する登録削除届を作成します。	速やかに
手続き可能な人	
どなたでも可	
必要なもの	問い合わせ先
特にありません	障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903

各種証書や手帳に関する整理 memo

9 各手当の手続き

心身障害者福祉手当を受給していた

手続き 心身障害者福祉手当の喪失

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
異動の届のほか、未払い分の手当があれば請求の手続きが可能です。	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 未払い分がある場合は同居の親族の振込口座のわかるもの	障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903

特定疾病者福祉手当を受給していた

手続き 特定疾病者福祉手当の喪失

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特定疾病者福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
異動の届のほか、未払い分の手当があれば請求の手続きが可能です。	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 未払い分がある場合は同居の親族の振込口座のわかるもの	障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当の喪失

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
死亡の届のほか、未払い分の手当があれば請求の手続きが可能です。	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は同居の親族（扶養義務者）の振込口座のわかるもの	障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当の喪失

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
死亡の届のほか、未払い分の手当があれば請求の手続きが可能です。	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は同居の親族（扶養義務者）の振込口座のわかるもの	障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903

9 各手当の手続き

経過措置福祉手当を受給していた

手続き 経過措置福祉手当の喪失

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、経過措置福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 死亡の届のほか、未払い分の手当があれば請求の手続きが可能です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 未払い分がある場合は同居の親族（扶養義務者）の振込口座のわかるもの	障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903

重度心身障害者手当を受給していた

手続き 重度心身障害者手当の喪失

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 死亡の届のほか、未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
□ 未払い分がある場合は同居の親族（いない場合は介護人）の振込口座のわかるもの	親族や制度で登録されている代行者
	問い合わせ先
	障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き① 特別児童扶養手当の（養育者）受給を停止する

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から14日以内
死亡の届のほか、未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先 障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、支給対象児童の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、請求者の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 請求者と対象児童のマイナンバーのわかるもの	

【児童が亡くなられた場合】

手続き② 特別児童扶養手当の喪失

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から14日以内
資格喪失届の提出や、他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先 障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書	

10 障害福祉に関する手続き

東京都心身障害者扶養共済制度年金に加入していた・受給していた

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き① 死亡・重度障害届出書、支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、東京都心身障害者扶養共済制度年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日の翌日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の消除された住民票 <input type="checkbox"/> 心身障がい者の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方が障がい者本人ではない場合、年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書	受給する方または、東京都心身障害者扶養共済制度年金の年金管理者 問い合わせ先 障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903

【障がいの方が加入者の方より先に亡くなられた場合】

手続き② 弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
障がいの方が加入者の方より先に亡くなられた場合、弔慰金の給付申請が必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日の翌日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の消除された住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書 <input type="checkbox"/> 戸籍抄（謄）本（住民票で関係を証明できる場合は不要）	制度加入者または、東京都心身障害者扶養共済制度年金の年金管理者 問い合わせ先 障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903

【受給していた方が亡くなられた場合】

手続き③ 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
東京都心身障害者扶養共済制度年金を受給中の障がい者の方が亡くなられた場合、年金給付は亡くなられた日で終了となり、届出が必要です。	死亡日から14日以内
手続き可能な人	
	東京都心身障害者扶養共済制度年金の年金管理者 (指定されていない場合は親族)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の消除された住民票 <input type="checkbox"/> 東京都心身障害者扶養共済制度年金証書	障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903

10 障害福祉に関する手続き

東京都心身障害者扶養年金を受給していた

【扶養年金を受給中の方が亡くなられた場合】

手続き 東京都心身障害者扶養年金の葬祭料給付申請

手続き詳細	期 限
扶養年金を受給中の方が亡くなられた場合、扶養年金を代わりに受け取っていた方などは、葬祭料の給付申請が可能です。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票（除票）または戸籍（除籍）抄本 <input type="checkbox"/> 東京都心身障害者扶養年金証書 <input type="checkbox"/> 葬祭料を受給される方の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 申請者が成年後見人・保佐人の場合はその登記事項証明書	年金を障がい者の代わりに受け取っていた方（受け取っていた方が障がい者自身だった場合は、葬祭執行者）
問い合わせ先	障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903

【扶養年金を受給中の方が亡くなられて、年金を受け取っていたのが障がい者自身であり、葬祭が行われていない場合】

手続き 東京都心身障害者扶養年金の変更事項届出書の提出

手続き詳細	期 限
扶養年金を受給中の方が亡くなり、扶養年金の葬祭料の給付対象者がいない場合は死亡の届出が必要です。	死亡日から14日以内
手続き可能な人	親族等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票（除票）または戸籍（除籍）抄本 <input type="checkbox"/> 東京都心身障害者扶養年金証書	障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903

交通費助成（タクシー費・ガソリン費）を受けていた

手続き 受給資格の喪失

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が交通費助成を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は同居の親族の振込口座のわかるもの	障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903

介護人用民営バス乗車割引券をお持ちだった場合

手続き 券の返還

手続き詳細	期 限
不要となった券を回収します。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護人用民営バス乗車割引券	障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903

NHK 受信料の減免を受けていた

手続き NHK 受信料の減免を受けている方（手帳所持者または契約者）が亡くなられた場合の資格喪失

手続き詳細	期 限
NHK 受信料の減免を受けている方（手帳所持者または契約者）が亡くなられた場合は資格喪失手続きが必要となります。	速やかに
障害福祉課の窓口で NHK 受信料の免除事由消滅届を作成します。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
特にありません	障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903

10 障害福祉に関する手続き

障害児通所支援を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が通所給付の受給者だった場合、死亡日をもって受給者の変更が必要となります。	なし
また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返納が必要となります。	手続き可能な人
必要なもの	どなたでも可
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	問い合わせ先
	障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6847

おむつの現物支給または現金助成を受けていた

手続き おむつ支給等事業利用資格消滅届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がおむつの現物支給または現金助成を受けていた場合	手続き可能な人
1 65歳未満ならば障害福祉課で手続き	速やかに
(1) 身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方で、おむつの現物支給または現金助成を受けていた方が対象です。	
(2) 障害福祉課に消滅届を提出してください。	
(3) 現物支給（配達）を受けていた方は、配送を止めるため、できるだけ早く配達事業者に連絡してください。	
(4) 現金助成金を受けていた方は、未払いの分の助成金があれば請求の手続きが可能です。障害福祉課までお問い合わせください。	
2 65歳以上ならば高齢支援課で手続き	
(1) 65歳以上の方、または40～64歳の特定疾患の診断を受けた方で、おむつの現物支給または現金助成を受けていた方が対象です。	
(2) 高齢支援課に消滅届を提出するか、電話で連絡してください。	
(3) 現物支給（配達）を受けていた方は、配送を止めるため、できるだけ早く配達事業者に連絡してください。	
必要なもの	問い合わせ先
なし	1 障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6847
	2 高齢支援課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6846

都営交通の無料乗車券をお持ちだった場合

手続き 券の返還

手続き詳細	期 限
都営交通無料券については、多摩市発行のものに限りお預かりします。	速やかに
また、交通系 IC カード（PASMO や Suica）については駅都営交通窓口で確認してください。	手続き可能な人
なお、IC カード式無料乗車券については、名義変更不可となります。ご注意ください。	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 都営交通の無料乗車券	障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6903

補装具（車椅子、姿勢保持装置、補聴器等）の支給決定を受け作製中または作製前の場合

手続き 補装具（車椅子、姿勢保持装置、補聴器等）の作製終了の手続き

手続き詳細	期 限
補装具（車椅子、姿勢保持装置、補聴器等）の支給決定を受けていた方が亡くなられ、作製中や作製前である場合は、作製終了のため手続きが必要となります。	なし
また、お電話にて手続きを行うことができます。	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
なし	障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6847

10 障害福祉に関する手続き

日常生活用具（ストマ用装具・紙おむつ）の支給を受けていた

手続き

多摩市重度心身障がい者手続き（児）等日常生活用具
給付申請取下書の提出

手続き詳細	期 限
日常生活用具（ストマ用装具・紙おむつ）の支給を受けていた方が亡くなられた場合、既に現物が支給されている月までの支給が終了となり、届出が必要です。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	障害福祉課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6847

障害福祉に関する手続き整理 memo

11 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払い分の児童手当の請求手続きと、新たにお子様を養育する方へ児童手当の受給者を変更する手続きが必要となります。	原則、児童手当の受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<p>【新たに児童手当受給予定の方】</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者の健康保険の資格が確認できるもの (資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルの資格情報画面)</p> <p><input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きをを行う方の本人確認書類</p> <p>※ 受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票もしくはパスポートのコピーが必要となります。</p> <p>【お子様（児童手当の対象児童）】</p> <p><input type="checkbox"/> お子様名義の金融機関の通帳またはキャッシュカード</p>	<p>児童手当の受給者が亡くなられた後、新たに対象児童を監護する方</p> <p>問い合わせ先</p> <p>子ども・若者政策課 手当・医療・相談担当 (本庁舎4階) ☎ 042-338-6851</p>

子ども医療費助成制度の保護者となっていた

手続き 保護者変更手続き

手続き詳細	期 限
保護者が亡くなられた場合、新たにお子様を養育する方へ保護者を変更する手続きが必要となります。	60日以内
必要なもの	手続き可能な人
<p><input type="checkbox"/> 今お持ちのお子様の医療証</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者の健康保険の資格が確認できるもの (資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルの資格情報画面)</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きをを行う方の本人確認書類</p>	<p>新たに対象児童を監護する方</p> <p>問い合わせ先</p> <p>子ども・若者政策課 手当・医療・相談担当 (本庁舎4階) ☎ 042-338-6851</p>

11 子どもに関する手続き

児童扶養手当・児童育成手当を受給していた

手続き 未支払い手当の請求手続き

手続き詳細	期 限
死亡日の属する月の手当までが支給されます。未支払いの手当がある場合は、支給対象児童へ支払われます。別途手続きが必要となりますので、ご相談ください。	14日以内
手続き可能な人	
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きをを行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 対象児童名の金融機関の通帳またはキャッシュカード	子ども・若者政策課 手当・医療・相談担当 (本庁舎4階) ☎ 042-338-6851

ひとり親家庭等医療費助成医療証をお持ちだった場合

手続き 医療証の返納、消滅届の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費助成医療証を交付されていた方が亡くなられた場合、その医療証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
手続き可能な人	
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費助成医療証 <input type="checkbox"/> 手続きをを行う方の本人確認書類	子ども・若者政策課 手当・医療・相談担当 (本庁舎4階) ☎ 042-338-6851

手当や医療費助成制度を受けていた対象児童が亡くなられた場合

手続き 手当や医療費助成についての確認

手続き詳細	期 限
児童手当・児童育成手当・児童扶養手当・子どもの医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度の手当は、死亡日の属する月までが支給され医療費助成は、失効しますので必要な手続きはありません。	なし
また、今後対象児童を監護する方について、別に新たな手当や助成が受けられることがあります。	手続き可能な人
詳細は、多摩市子ども・若者政策課にお問い合わせください。	該当なし
必要なもの	問い合わせ先
なし	子ども・若者政策課 手当・医療・相談担当 (本庁舎4階) ☎ 042-338-6851

お子様が保育園・幼稚園に入園（申請）していた

手続き 退所届・入所申請の取り下げ・世帯構成の変更など

手続き詳細	期 限
1 保育園・幼稚園に入園（または申請）していたお子様が亡くなられた場合は、退所届または入所申請の取下書が必要となります。	死亡日の属する月中
2 世帯に属する方、または同一住所にお住まいの方が亡くなられた場合、世帯構成の変更などの手続きが必要となります。	手続き可能な人 乳幼児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
なし	子ども・若者政策課 幼児教育・保育担当 (本庁舎4階) ☎ 042-338-6850

11 子どもに関する手続き

お子様の保育園の入所を希望する

手続き 保育園入所申請

手続き詳細	期 限
入所希望月の各受付期間に申請してください。	入所を希望する月の各受付期間
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 入所申請書類一式 <input type="checkbox"/> 就労証明書など <p>※ 保育を必要とする要件により、提出が必要な書類が異なるため詳しくは多摩市公式ホームページなどで「多摩市保育所等入所のしおり」をご確認ください。</p>	入所を希望する乳幼児の保護者
	問い合わせ先
	子ども・若者政策課 幼児教育・保育担当 (本庁舎4階) ☎ 042-338-6850

お子様の学童クラブの入所を希望する

手続き 学童クラブ入所申請

手続き詳細	期 限
お子様やご両親等の保護者が亡くなられたことで家庭環境が変わり、新たに学童クラブの入所が必要となるお子様がいる遺族の方は、申請を行ってください。	入所を希望する月の各受付期間
また、入所を希望する前月10日が申請締切となります。	手続き可能な人
なお、必要とする要件により、異なる部分があります。詳しくは多摩市公式ホームページなどから「多摩市学童クラブ入所申請のしおり」をご確認ください。	入所を希望するお子様の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 入所申請書 <input type="checkbox"/> 学童健康調査票 <input type="checkbox"/> 在職証明書など	児童青少年課 (本庁舎4階) ☎ 042-338-6884

12 亡くなられた方の身のまわりの市役所手続き

水路用地を占用していた

手続き 占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
<p>名義の変更をする場合は、権利譲渡か地位継承の手続きをしてください。占用許可を廃止する場合は、その旨を届け出て市と協議してください。</p> <p>また、占用許可を受けているかわからない場合や許可内容について確認したい場合は、多摩市下水道課にお問い合わせください。</p> <p>※詳細は事前にお問い合わせください。</p>	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<p>1 水路占用許可の名義の変更</p> <p><input type="checkbox"/> 公共物占用等権利譲渡承認申請書</p> <p><input type="checkbox"/> 公共物占用許可書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 土地の全部事項証明書</p> <p><input type="checkbox"/> その他市が求める資料</p> <p>2 水路占用許可の名義の変更（相続される場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 公共物占用等地位承継届</p> <p><input type="checkbox"/> 公共物占用許可書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 土地の全部事項証明書</p> <p><input type="checkbox"/> その他市が求める資料</p> <p>3 水路占用許可の廃止</p> <p><input type="checkbox"/> 占用許可の失効、終了、廃止の時は届出</p> <p><input type="checkbox"/> 多摩市下水道課と協議</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>親族等</p> <p>多摩市下水道課 (第二庁舎1階) ☎ 042-338-6845</p>

12 亡くなられた方の身のまわりの市役所手続き

上下水道を使用していた

手続き 使用中止（解約）、使用名義変更（契約変更）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。	死亡の事実が判明した時点
また、井戸水を使用しており、みなし使用水量で認定を受けている世帯（下水道使用料のみをお支払いの世帯）の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。また、お電話にて手続きを行うことができます。	手続き可能な人
必要なもの	親族または同居者
なし	問い合わせ先 東京都水道局 お客さまセンター ☎ 0570-091-100 (ナビダイヤル)

下水道使用料（料金）の障がい者減免を受けていた

手続き 減免の解除

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が以下のいずれかの手帳をお持ちで、下水道使用料の障がい者減免を受けていた場合、減免の解除手続きが必要です。 また、お電話にて手続きを行うことができます。	死亡の事実が判明した時点
1 身体障がい者手帳（1級または2級） 2 精神障がい者保健福祉手帳（1級） 3 愛の手帳（1度または2度）	手続き可能な人 親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
なし	【上下水道の中止・変更がある場合】 東京都水道局 お客さまセンター ☎ 0570-091-100 (ナビダイヤル) 【その他の場合】 多摩市下水道課 (第二庁舎1階) ☎ 042-338-6842

し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続き し尿くみ取り取消（変更）申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合は、資源循環推進課にお知らせください。	なし
手続き可能な人	
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	エコプラザ多摩 (資源循環推進課) ☎ 042-338-6836

家財整理をしたい

手続き 多摩清掃工場へのごみの搬入

手続き詳細	期 限
多摩清掃工場には、粗大ごみと可燃ごみが搬入できます。粗大ごみの搬入には、お申し込みが必要です。事前に粗大ごみ専用ダイヤルまでお問い合わせください。	なし（搬入日当日にお持ちください）
手続き可能な人	
また、多摩清掃工場へのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（多摩市内に限る）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、多摩清掃工場の受付に提示してください。	基本的に親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 ※ 1 直近の公共料金の明細書 ※ 2 公的機関からの郵便物 ※ 3 固定資産税の納税証明書など	粗大ごみ専用ダイヤル ☎ 042-375-9713

12 亡くなられた方の身のまわりの市役所手続き

道路を占用していた

手続き 占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
占用許可を廃止する場合は占用除却申請の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。添付書類として、占用許可書の写しと申請時の資料が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【道路占用の廃止】 <input type="checkbox"/> 占用廃止届及び占用許可書の写し 【名義の変更】 <input type="checkbox"/> 道路占用申請書及び表記されている添付書類 ※ 詳細は事前にお問い合わせください。	道路交通課（東庁舎2階） ☎ 042-338-6860

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更（飼い主）

手続き詳細	期 限
犬の登録変更	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	新たな犬の飼い主
必要なもの	問い合わせ先
なし	環境政策課 （東庁舎1階） ☎ 042-338-6952

市営住宅に入居していた

手続き 市営住宅の返還または承継の手続き

手続き詳細	期 限
状況により大きく異なりますが、必ず届出が必要です。 お問い合わせください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
多摩市都市計画課までお問い合わせください。	親族
	問い合わせ先
	都市計画課（東庁舎2階） ☎ 042-338-6817

大気汚染医療費助成 マル都医療券をお持ちだった場合

手続き 資格喪失の手続き

手続き詳細	期 限
多摩市福祉総務課にご確認ください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
□ マル都医療券	親族
	問い合わせ先
	福祉総務課（本庁舎2階） ☎ 042-400-0868

被爆者健康手帳をお持ちだった場合

手続き 被爆者用死亡届及び葬祭料支給申請書の提出

手続き詳細	期 限
多摩市福祉総務課にご確認ください。	5年間
必要なもの	手続き可能な人
多摩市福祉総務課にご確認ください。	喪主
	問い合わせ先
	福祉総務課（本庁舎2階） ☎ 042-400-0868

12 亡くなられた方の身のまわりの市役所手続き

被爆二世の方で健康診断受診票をお持ちだった場合

手続き 被爆二世用死亡届の記入

手続き詳細	期 限
多摩市福祉総務課にご確認ください。	速やかに
	手続き可能な人
	被爆二世の方で健康診断受診票をお持ちの方の親族
必要なもの	問い合わせ先
多摩市福祉総務課にご確認ください。	福祉総務課（本庁舎2階） ☎ 042-400-0868

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続き可能な人
	遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金死亡関係届出書 <input type="checkbox"/> 受給者の年金証書 <input type="checkbox"/> 受給者の死亡日などが確認できるもの（住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書）	JA東京みなみ多摩支店 (多摩市関戸6-11-1) ☎ 042-375-8211

農地を所有していた

手続き 農業委員会への届け出

手続き詳細	期 限
農地を所有していた場合、相続する際は農業委員会への届け出が必要となります。(農地法第3条の3)	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農地法第3条の3の規定による届出書 <input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 土地の全部事項証明書 【代理申請の場合】 <input type="checkbox"/> 届出書と同じ認印押印の委任状	手続き可能な人 相続人、 代理申請の場合は委任状 が必要 問い合わせ先 農業委員会事務局 (第二庁舎2階) ☎ 042-338-6848

亡くなられた方の身のまわりの市役所手続き整理 memo

13 ご遺族向けの相談窓口

専門相談のご案内

市民相談室では、無料で弁護士や税理士などの専門家による各種相談を行っています。相続の相談などにご利用ください。相談は事前予約制です。

- ▶ **対象者** 多摩市民（相談者が市内在住・在勤・在学）
- ▶ **相談場所** 多摩市役所 1階市民相談室
- ▶ **予約受付開始日** 法律・税務相談は、相談日の1週間前から前日まで
その他の相談は、相談日の属する月の月初めから前日まで
- ▶ **予約受付時間** 午前8時30分～正午、午後1時～5時（平日のみ）

相談名	相談内容	相談員	相談日	相談時間
法律 ※年度内一人3回まで	・相続全般について知りたい ・相続人の間で話し合いがつかない ・相続人がいない、わからない ・相続を放棄したい	弁護士	毎週 月・火・木曜日 (第5を除く)	
税務 ※年度内一人3回まで	相続税について知りたい	税理士	毎週 火曜日 (第5を除く) ※4月～9月は 第1・第2・第4 火曜日	
不動産の相続・贈与等の登記	相続した土地・建物を登記したい	司法書士	毎月 第2・第4 火曜日	30分 以内
相続・遺言等 くらしの書類作成	遺産分割協議書の作成方法や手続きについて知りたい	行政書士	毎月 第2・第4 月曜日	
不動産取引	相続した不動産の売買などについて 知りたい	宅地建物 取引士	毎月 第4月曜日	

※相談員の氏名は非公表です。

※相談は秘密厳守です。安心してご相談ください。

【予約・問い合わせ先】

市民相談室（秘書広報課）
☎ 042-338-6806

女性を取り巻く悩みなんでも相談

手続き 女性を取り巻く悩みなんでも相談

手続き詳細	期 限
<p>TAMA 女性センターでは、女性を取り巻く様々な悩みを解決していくために、専門の相談員が相談をお受けしています。</p> <p>面接相談（要予約・祝日、年末年始を除く）</p> <p>毎週火曜日 午前 9 時 30 分～午後 0 時 30 分</p> <p>毎週金曜日 午前 9 時 30 分～午後 0 時 30 分</p> <p>毎週土曜日 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分</p> <p>ご予約は TAMA 女性センターまで</p> <p>電話相談（予約不要・祝日、年末年始を除く）</p> <p>毎週木曜 午前 10 時 00 分～午後 1 時 00 分</p> <p>午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分</p> <p>☎ 042-355-2111（電話相談専用）</p>	なし
手続き可能な人	手続き可能な人
	遺族（女性）
必要なもの	問い合わせ先
なし	<p>TAMA 女性センター (ヴィータ・コミュニネ7階)</p> <p>☎ 042-355-2110</p>

女性のための法律相談

手続き 女性のための法律相談

手続き詳細	期 限
<p>TAMA 女性センターでは、女性を取り巻く様々な法律問題に関する面接相談を行っています。</p> <p>お話をうかがうのは女性弁護士です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月第 3 水曜日 9 時 30 分～12 時 00 分 ・1 人につき相談時間は 30 分です。 ・TAMA 女性センターまでお問い合わせください。 	なし
手続き可能な人	手続き可能な人
	遺族（女性）
必要なもの	問い合わせ先
なし	<p>TAMA 女性センター (ヴィータ・コミュニネ7階)</p> <p>☎ 042-355-2110</p>

13 ご遺族向けの相談窓口

居住支援相談

手続き 住宅を探している方の支援をしています

手続き詳細	期 限
現在のお家に住み続けられなくなり、新しいお家を探すことが困難な人等の支援をしています。	なし
	手続き可能な人
	引越しが必要になったが、新たな住居を探すことが難しい人
必要なもの	問い合わせ先
相談には、事前予約が必要ですので、事前にお問い合わせください。	多摩市居住支援相談窓口 ☎ 042-401-8640 都市計画課（東庁舎2階） ☎ 042-338-6817

犯罪被害者相談

手続き 犯罪の被害を受けた方やその家族の相談に応じます

手続き詳細	期 限
平和・人権課の犯罪被害者相談窓口では、犯罪の被害を受けた方やその家族の相談に応じ、各種支援制度の紹介や情報提供などを行います。 また、相談は電話または面接により行います。 まずは問い合わせ先の犯罪被害者相談専用電話にご連絡ください。	なし
	手続き可能な人
	遺族、親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	多摩市犯罪被害者相談窓口 (ヴィータ・コミュニティ 7階平和・人権課内) ☎ 042-338-6914

14 お墓に関する手続きについて

お墓に関する手続きの確認

手続き① お墓を探している方へ（公営霊園の募集）

手続き詳細

多摩市は公営の霊園（お墓）を持っておりません。
そのため多摩市民の遺族の方には多摩市外にある次の2種類の霊園を案内しています。
また、各霊園とも募集は年に1度となっていますが、既存の墓所に空きが出た場合に募集が行われます。
必ず毎年募集が行われるとは限りませんのでご注意ください。

※詳細は最新の「申し込みのしおり」をご確認ください。

1 南多摩都市霊園

八王子市が所有、管理運営を行っている霊園で、多摩市のほか、町田市、稲城市がその一部区画を使用しております。

【応募資格】

- (1) 現に埋蔵すべき遺骨（これまで一度も埋蔵（葬）及び収蔵されたことのない遺骨）があり以下の続柄の範囲内にある方
 - ①配偶者②直系血族の祖父母、父母、子
 - ③血族の兄弟姉妹 ④養父母、養子
 - ⑤「東京都パートナーシップ宣誓制度」に基づくパートナーシップ関係にある方
- ※配偶者は事実婚関係にある方を含む

- (2) 申込み遺骨の「祭祀の主宰者」である方
- (3) 一年以上継続して多摩市に住所を有している方

2 東京都立霊園

東京都が運営している東京都立霊園は8か所（多磨霊園、小平霊園、八王子霊園、八柱霊園、青山霊園、雑司ヶ谷霊園、谷中霊園、染井霊園）です。

また、多摩市から一番近い都立霊園は府中市内に設置の多磨霊園です。

【応募資格】

各霊園で申込区分ごとに居住年数など申込資格が定められています。希望の霊園をご確認ください。

問い合わせ先

市民課（本庁舎1階）
☎ 042-338-6880（直通）

手続き② 改葬・墓じまいの手続き

手続き詳細

「墓じまい」は現在のお墓を撤去して更地にする行為
そのもの、「改葬」はご遺骨を新しい場所へ移すことを指します。墓じまいを行う際には、そのご遺骨を別の場所へ移す「改葬」が同時に行われることが一般的です。

つまり、墓じまいは改葬を実現するための手段の一つです。

1 新しい改葬先（お寺、霊園、納骨堂）でお墓を確保する

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。

・受入証明書・永代使用許可書など

2 これまでの埋葬先（お寺、霊園、納骨堂）に依頼し埋葬証明書を準備する

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改装許可証の受取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

▼提出と受取り

墓地のある市区町村に必要書類を提出し、改葬申請を行って改葬許可証を受け取ります。

※改葬許可は、納骨されているお墓がある自治体に申請します。多摩市内に納骨されていない遺骨は、多摩市役所では改葬許可を出せません。

4 遺骨の取りだし

遺骨の取り出しは石材店等にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨

新しい改葬先（お寺や霊園、納骨堂）に、改葬許可証を提出し、納骨を行います。

問い合わせ先

市民課（本庁舎1階）
☎ 042-338-6880（直通）

15 市役所外の主な手続き

故人の勤務先に対して、死亡退職届の提出や従業員証の返却など、必要な手続きありますのでご紹介します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
他の医療保険への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 故人の勤務先を所管する年金事務所</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	日野税務署 ☎ 042-585-5661
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

16 公共料金等の手続き

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先	
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	多摩中央警察署 ☎ 042-375-0110 府中運転免許センター ☎ 042-362-3591	
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400	
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する健康福祉センター(保健所)へお問い合わせください。	東京都南多摩保健所 ☎ 042-371-7661	
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関	
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店	
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店	
税申告など(国税)	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 日野税務署 ☎ 042-585-5661	
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転(相続)登記など	東京法務局府中支局 ☎ 042-335-4753	
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社	
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約		
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約		
電気・ガス	<input type="checkbox"/>			
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>			
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		☎ 0120-15-1515	

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

17 相続についての手続き

項目	期日	備考
□ 相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
□ 遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
□ 遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
□ 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者にお問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄せ帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
□ 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
□ 相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
□ 所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
□ 相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

故人の財産整理シート

	所在地	名義人	持ち分	備 考
不動産				
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

公共料金等

相続について

法定相続情報証明制度について

あなたの手続を応援します！

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所(法務局)において、

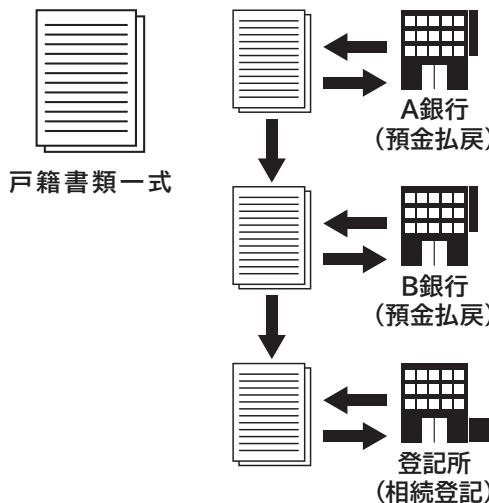
各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。

この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

(※1)相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

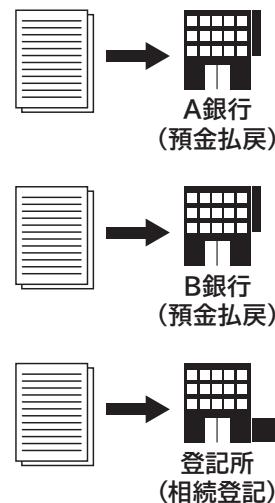
法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合

法定相続情報
一覧図の写し
※無料で必要な通数
を交付



POINT

相続手続がいくつ
もある場合にお勧
めです。手続が同
時に進められ、時間短
縮につながります。

制度の概要

1 申出(法定相続人または代理人)

- (1)市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- (2)法定相続情報一覧図を作成します。
- (3)所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付し
て登記所に申出をします。



2 確認・交付(登記所)

- (1)登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を
保管します。
- (2)認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付
し、戸除籍謄本などを返却します。



3 利用

各種相続手続にお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧
図の作成などの手
続は専門家(※2)に
依頼することも可能
です。

(※2)弁護士、司法書士、
土地家屋調査士、
税理士、社会保
険労務士、弁理
士、海事代理士、
行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続は

法務局ホームページ

検索

相続税のことは 税理士法人シンフォニアへ



相続税申告でお困りの方は、我々にご相談ください。

相続税・贈与税の相談・申告

遺言の作成や助言

相続税調査が心配な方

他土業連携のワンストップ対応

不動産売買の相談、申告



税理士 鹿野浩一
(東京税理士会所属)

月曜日、金曜日は無料相談実施中。

毎月相続税セミナーを実施中。

相続税・生前贈与・不動産売買の事前相談・申告は
国税出身の調査経験豊富な税理士が対応します。

お気軽にご相談・お電話ください

税理士法人シンフォニア

0120-421-815

〒182-0026
東京都調布市小島町1丁目35-3
レジデンスオノ 603号室



不動産相続、空家のお悩みなど

不動産売買のことなら 株式会社tentoへ

相談無料

提携士業などの
ご紹介可能

多摩出身の
スタッフで対応

042-401-8087

受付時間：9:00～21:00 時間外・休日も対応可能



最短即日のご対応も可能。是非、お気軽にご相談ください。
有資格者のスタッフが、丁寧かつ的確な対応をいたします。



株式会社tento

東京都多摩市関戸3丁目16番2
オリエント丹野マンション聖蹟桜ヶ丘101号
TEL: 042-401-8087 FAX: 050-3457-9508
営業時間: 9:00～21:00 定休日: 火・水

多摩 不動産 tento | 検索

<https://tento-tama.com/>

東京都知事(1)第108471号



本誌ご持参で、特典①：不動産売買のご成約時仲介手数料20%OFF
特典②：ご来店時（要予約）にAmazonギフト3,000円プレゼント

たかぎ司法書士事務所

相続のお困りごとは 司法書士へ ご相談ください！

初回のご相談は無料ですので、お気軽にお問い合わせください。



こんなことでお困りでは
ないですか？

- 相続の手続はこれから始めたらいいか
分からず。
- 不動産の名義変更の手続を任せたい。
- 忙しくて銀行口座の解約手続をする
時間がない。
- 財産を相続したくない
(相続放棄をしたい)。
- 家族のために遺言書を作成したい。



多摩市出身の
司法書士が
ご対応いたします



代表司法書士
たかぎ ゆうじ
高木 悠志

自身が生まれ育った多摩市で開業
してから10年が経ちました。
司法書士という仕事を通じて地域
の皆様のお困りごとのサポート
をさせて頂くことに、喜びを感じ
ます。法的手続のことでの不安を
抱えるご相談者様には、丁寧で
わかりやすい説明を心がけ、安心
してお帰りいただけるよう努めて
います。

初回

無料相談 受付中

初回のみ無料にてご相談をお受けいたしております。
下記の連絡先よりお気軽にお申込みください。

完全
予約制

お電話・WEBよりお気軽にお申込みください
042-400-6088

受付時間:9:00~19:00(土日祝を除く)



たかぎ司法書士事務所

東京司法書士会所属 登録番号 第 6001 号

たかぎ司法書士事務所 | 検索

〒206-0002
東京都多摩市一/宮一丁目24番地の1
メゾン・ド・ノア聖蹟桜ヶ丘432号
<http://www.takagi-sihou.jp/>



相続 ご相談ください

なんでも

あす
こまつ
たな



お客様から選ばれる 5 つの理由

1

相続専門の特化型事務所

相続税申告件数年間 40 件以上の経験と実績があり、他の税理士からの依頼もあります

2

安心の料金事前提示

インターネットでも料金体系を明示しているため、過大請求の心配がありません

3

相続手続きワンストップ対応

行政書士資格保有なので、遺産分割協議書作成もお任せください

4

万全の税務調査対策

税理士法第 33 条の 2 に規定された書面添付により、適正な申告であることの具体的な説明を追加します

5

お勤めの方、ご高齢の方も安心

日曜日や夜間の相談対応、ご自宅への訪問による相談対応も可能です

初回
相談無料

[http://
相続専門.jp](http://相続専門.jp)



税理士 鎌田 健吾

鎌田相続税理士事務所

税理士 第 132279 号 行政書士 第 22080408 号



高幡不動駅徒歩 3 分

TEL 042-525-0588

月・火・木・金 9 時 ~ 17 時 土 9 時 ~ 13 時



日野市高幡 702-10

KEIO

不動産に関するさまざまご相談に
ワンストップでお応えします。

無料
査定京王沿線を中心に
11店舗のネットワーク売買・賃貸
同時査定安心
安全賃貸物件の
管理・募集アパート・
マンション1室・
駐車場・店舗・
オフィス等無料
相談会
開催税務・登記
相談相続時の
税務・登記の
手続き等

顧問税理士

提携司法書士

信頼と実績の
京王不動産へ

売買 / 賃貸 / 管理


京王不動産
桜ヶ丘営業所東京都多摩市一ノ宮2丁目11-32
「聖蹟桜ヶ丘」駅 西口前
 **0120-78-1411** 営業時間/10:00~18:00
定休日/火・水曜日

TEL 042-375-5700 E-mail saku@keifudosan.co.jp



京王不動産(株)は、
京王グループの
総合不動産会社です。

京王不動産株式会社 国土交通大臣(14)第1608号 (一社)不動産協会・不動産流通経営協会各会員 (公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

紹介された税理士は・・・

近くの相続専門 税理士ですか？

相談無料

地域密着→いつでも連絡・打ち合わせ

地域密着他業との連携→相続手続きワンストップ対応いたします



多摩市で創業20年以上の地域密着の税理士です。相続税の節税を得意としているので、お客様の財産を減らさないサポートをさせていただきます！

大槻税務会計事務所 代表税理士 大槻一夫

お悩み

残念な結果

大槻税務会計事務所

面倒な手続き

何度も打合せ・・・

あんしん丸投げ

高額な相続税

自宅を処分・・・

節税で財産を減らさない

突然の税務調査

不安が続く・・5年間

税務調査の不安ゼロ

元国税調査官の顧問在籍

大槻税務会計事務所

042-310-1977

kanri@otsuki-zeimu.jp

<https://otsukizeimu-tama.com/>

東京都多摩市鶴牧1-24-1 新都市センタービル6階

平日/9:00~18:00 ※土曜日・日曜日も対応いたします

駅徒歩5分・無料駐車場がございます。



HP↑



発 行 多摩市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2026年1月

